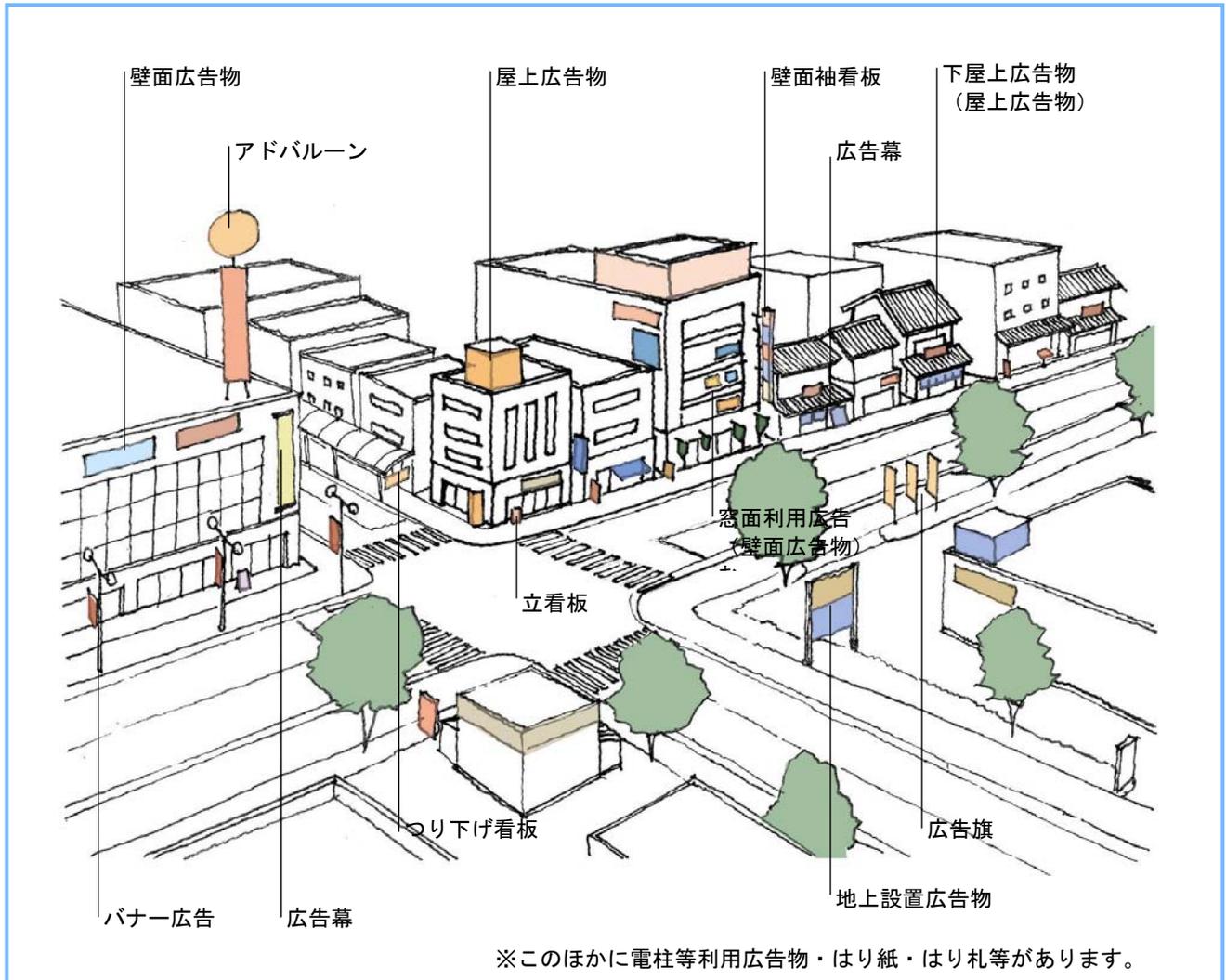


4 種類別のガイドライン

屋外広告物とは

常時または一定の期間、建物や道路沿いなどの屋外で、公衆に向けて表示・設置されるものをいい、屋上広告や壁面広告、地上設置広告物、はり紙、アドバルーンなどはすべて、屋外広告物に含まれます。本ガイドラインで扱う屋外広告物の種類は次のとおりです。



広告物は設置される目的によっても次のように分類されます。

広告物の種類	定義
自己用広告物	自己の敷地や建物に、自己の氏名、事業又は営業に関する表示又は設置する広告物。
非自己用広告物※1	敷地や建物に、自己以外の氏名、事業又は営業に関する表示又は設置する広告物。
管理用広告物※2	自己の土地・物件に管理上必要とする広告物で、営利目的でないもの。

※1 非自己用広告物（案内用広告物）については、屋外広告物条例の規制地域により禁止箇所がありますが、設置内容により基準が定められていますので、資料編の屋外広告物条例等を参照してください。

※2 規制地域の種類に関わらず、許可を受けずに設置できるものもありますので、資料編の屋外広告物条例等を参照してください。

屋上広告物

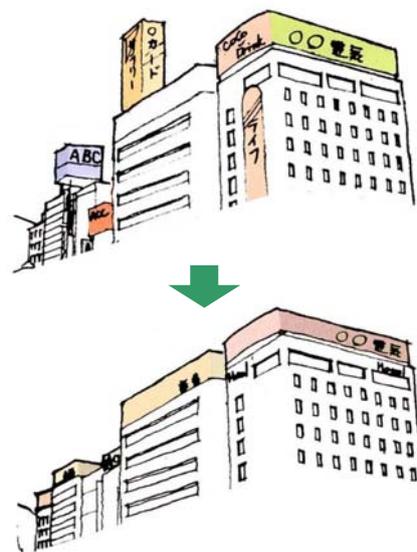
突出した屋上広告物は、街並みのシルエットにとって好ましいものではありません。建物と一体になるように工夫し、周囲の建物にも出来る限り揃えるように考えましょう。

また、瓦屋根が連続する歴史的な街並みなどでは、屋上広告物の設置は控えましょう。

[指針]

- ・屋上広告物は建物と一体的に見えるように、突出せず、設置位置をそろえ、地色を壁面と同系色にしましょう。
- ・屋上広告物は建物1棟につき1個としましょう。

(条例第4条・第9条、別表第2・第4)



壁面広告物（窓面広告物）

建物の壁面全体を広告物に見立てた建物も見られます。壁面広告物や窓面広告物は、屋根や壁による建物の表情を隠さぬように設置したほうが品よく見えます。

設置位置は、出来る限り建物の上部や1階部分などに揃えるように考えましょう。

[指針]

- ・建物の表情を見せるように、2階以上の壁面には出来る限り広告物を設置しないようにしましょう。また、窓面も広告物でふさがないようにしましょう。

(条例第4条・第9条、別表第2・第4)

- ・壁面広告物は建物と一体的に見せるように、地色を建物と同系色にして立体的な文字などで表現しましょう。



1階部分に揃えた広告物



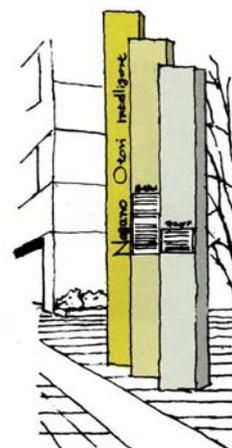
立体的な文字による広告物

地上設置広告物

比較的敷地に余裕のある場所では、壁面袖看板などより地上設置広告物のほうが、建物がすっきり見えます。建物と合わせたデザインを考えましょう。

[指針]

- ・地上設置広告物は一つにまとめ、建物と一体的なデザインに見えるようにしましょう。

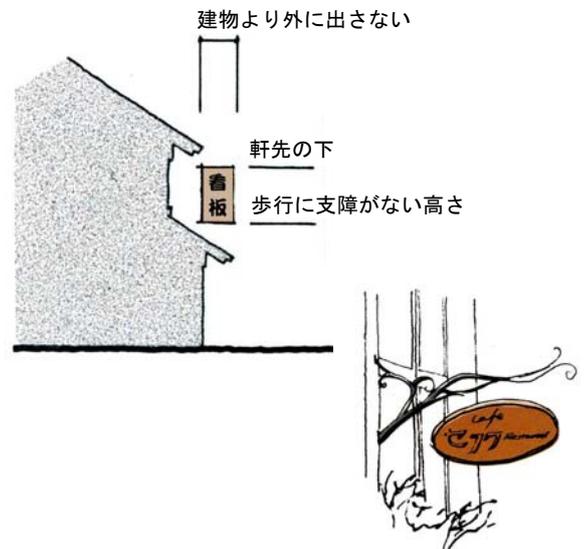


壁面袖看板

壁面袖看板が建物と比較して大き過ぎたり数が多いと、斜め横から見た街並みの表情が乏しくなります。出来る限り建物の表情を隠さない壁面広告物などを利用しましょう。店舗の壁面袖看板の場合は、造形的な広告物にすると、まちを楽しく演出することができます。

[指針]

- ・壁面袖看板の位置は、高さは建物より下にし、出幅も出来る限り小さくしましょう。
- ・店舗用の壁面袖看板は、造形的な看板や伝統的な広告物からデザインを取り入れ、1階又は2階の軒下に納めましょう。



広告旗

広告旗は、手軽に移動設置させ、店舗などの賑わいをみせることが出来る広告物です。しかしながら広告旗が多すぎたり、放置されたままでは景観に影響を及ぼします。

設置量、設置場所、設置期間、または旗の色に配慮しましょう。

[指針]

- ・広告旗は必要最小限の数とし、敷地内に設置しましょう。ただし、祭りや歳時記用ののぼり旗は除きます。
- ・設置期間は、イベント時など必要な期間内としましょう。



広告幕

広告幕には、広告旗と同じように短期間に店舗のイベントを広告するものと、歴史的街並みで和風の演出に使用場合があります。前者は、設置量、設置場所、設置期間、または幕の色に配慮しましょう。

[指針]

- ・デザイン大きさなど街並み景観に配慮しましょう。
- ・設置期間は、イベント時など必要な期間としましょう。



▼ バナー広告

街路灯などに設置された支持棒からつり下げられるバナー広告は、まちの賑わいづくりや統一感を演出するために利用されます。道路などの公共空間に設置する場合は、設置する団体等が責任を持ち、季節感と街並みに配慮したデザインとしましょう。

[指針]

- ・デザイン、大きさ、設置位置など街並み景観に配慮しましょう。
- ・設置期間は、イベント時など必要な期間としましょう。

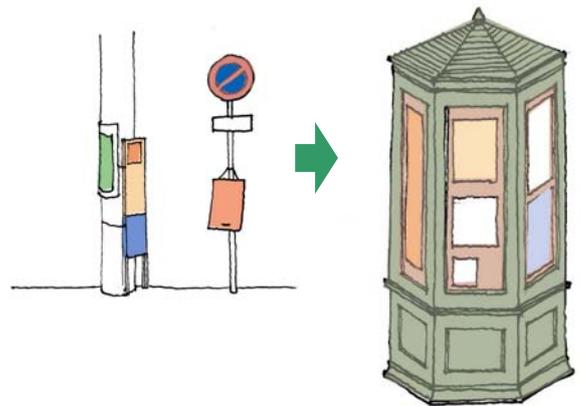


▼ はり紙・はり札

工作物へのはり紙・はり札は、景観的に望ましいものではありません。特に、電柱や道路標識、地下道などへのはり紙・はり札は禁止されています。しっかりとしたフレーム（額）や専用掲示板に入れることにより、広告景観としての品格が上がります。

[指針]

- ・設置期間は、イベント時など必要な期間としましょう。
- ・同一のものを2枚以上続けて張り付け、又はつり下げないようにしましょう。(条例第4条・第9条、別表第1)



▼ 自動販売機

自動販売機の表面が広告物と同じような表示により、周囲の景観に違和感を与えているものがあります。自動販売機も景観に配慮しましょう。

[指針]

- ・景観に配慮した色彩を用いましょう。
- ・自動販売機は敷地内に設置し、建築物がある場合は、出来る限り一体的になるようにしましょう。



高山市の例